

平成22年海津市議会第1回定例会

◎議事日程(第4号)

平成22年3月19日(金曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成22年度海津市一般会計予算
- 日程第3 議案第2号 平成22年度海津市クレール平田運営特別会計予算
- 日程第4 議案第3号 平成22年度海津市月見の里南濃運営特別会計予算
- 日程第5 議案第4号 平成22年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計
予算
- 日程第6 議案第5号 平成22年度海津市国民健康保険特別会計予算
- 日程第7 議案第6号 平成22年度海津市老人保健特別会計予算
- 日程第8 議案第7号 平成22年度海津市介護保険特別会計予算
- 日程第9 議案第8号 平成22年度海津市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 議案第9号 平成22年度海津市下水道事業特別会計予算
- 日程第11 議案第10号 平成22年度海津市水道事業会計予算
- 日程第12 議案第11号 平成22年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計予算
- 日程第13 議案第12号 平成22年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別
会計予算
- 日程第14 議案第13号 平成22年度海津市介護老人保健施設事業特別会計予算
- 日程第15 議案第14号 平成22年度海津市駒野奥条入会財産区会計予算
- 日程第16 議案第15号 平成22年度海津市羽沢財産区会計予算
- 日程第17 議案第16号 平成21年度海津市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第18 議案第17号 平成21年度海津市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第18号 平成21年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第19号 平成21年度海津市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第21 議案第20号 平成21年度海津市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第21号 海津市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第22号 海津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条
例について
- 日程第24 議案第23号 海津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につ
いて

- 日程第25 議案第24号 海津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第25号 海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第26号 海津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第27号 海津市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第28号 海津市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第29号 海津市水防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第30号 海津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第31号 指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第32号 指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第33号 指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第34号 海津市下水道事業特別会計への繰入について
- 日程第36 議案第35号 大垣地域広域市町村圏協議会の廃止に関する協議について
- 日程第37 発議第1号 統合庁舎整備特別委員会の設置について
- 日程第38 発議第2号 民間保育所運営費の一般財源化に関する意見書について
- 日程第39 発議第3号 障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する意見書について
- 日程第40 発議第4号 木曾川水系連絡導水路事業の推進を求める意見書について
- 日程第41 派遣第1号 議員派遣について

◎出席議員（17名）

1番	六鹿正規君	2番	伊藤秋弘君
3番	浅井まゆみ君	4番	飯田洋君
5番	山田武君	6番	服部寿君
7番	堀田みつ子君	8番	藤田敏彦君
9番	赤尾俊春君	10番	川瀬厚美君
11番	渡辺光明君	12番	水谷武博君
14番	星野勇生君	15番	永田武秀君
16番	松岡光義君	17番	西脇幸雄君
18番	山田勝君		

◎欠席議員（１名）

13番 森 昇 君

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市 長	松 永 清 彦 君	副 市 長	水 谷 敏 行 君
教 育 長	平 野 英 生 君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局長	伊 藤 久 義 君
総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局長	大 橋 茂 一 君	総務部財政課長	福 田 政 春 君
企 画 部 長	横 井 五 月 君	会 計 管 理 者	安 藤 勉 君
産 業 経 済 部 長	小 野 清 美 君	建 設 部 長	大 倉 明 男 君
水 道 環 境 部 長	高 木 武 夫 君	市 民 福 祉 部 長	安 達 博 司 君
消 防 長	田 中 俊 澄 君	教 育 委 員 会 事 務 局 長	森 島 英 雄 君
監 査 委 員 会 事 務 局 長	舘 尋 正 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	水 谷 明 寛 君

◎本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	後 藤 昌 司	議 会 事 務 局 課 長 補 佐 兼 議 事 係 長	神 田 勝 広
議 会 事 務 局 総 務 係 長	西 村 里 美		

◎開議宣告

○議長（星野勇生君） おはようございます。

定刻でございます。

本日の会議に、13番 森昇君の欠席届が出ておりますので、御報告いたします。

したがいまして、ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（星野勇生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において2番 伊藤秋弘君、3番 浅井まゆみ君を指名いたします。

◎議案第1号 平成22年度海津市一般会計予算

○議長（星野勇生君） それでは日程第2、議案第1号 平成22年度海津市一般会計予算を議題といたします。

さきに予算特別委員会に審査が付託してありますので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算特別委員長 赤尾俊春君。

[予算特別委員長 赤尾俊春君 登壇]

○予算特別委員長（赤尾俊春君） それでは、予算特別委員会の審査報告をさせていただきます。

平成22年3月18日、海津市議会議長 星野勇生様、予算特別委員会委員長 赤尾俊春。委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記、議案番号、件名、結果の順で朗読いたします。

議案第1号 平成22年度海津市一般会計予算、可決すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

ただいま報告をいたしました案件は、各委員から、御承知のとおり、多くの質疑、意見が出ました。その後、採決において、賛成多数にて可決すべきものと決定しましたことをあわせて御報告いたします。以上でございます。

○議長（星野勇生君） それでは、議案第1号 平成22年度海津市一般会計予算について、こ

れから討論を行います。

討論される方は、壇上にてお願いします。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 7番 堀田みつ子君。

〔7番 堀田みつ子君 登壇〕

○7番（堀田みつ子君） それでは、議長の許可を得ましたので、議案第1号 平成22年度海津市一般会計予算（案）の反対の立場で討論を行います。

予算特別委員会においては、反対の表明のみに終わったところでしたので、本会議での討論を許可いただき、ありがとうございます。

それでは、本題に入ります。

平成22年度の一般会計予算には、新規事業として、一貫して発達に応じた適切な支援を受けられる体制づくりのため、（仮称）発達支援センターの設置に向けた予算や、病児、病後児保育委託事業を、昨年補正予算から引き継ぎ、新規事業として位置づけられています。子育て中の家庭には安心がふえており、重要な予算だとは認識しております。

さらに、予防接種事業や妊婦、乳幼児健診事業などでは、事業内容の拡充がされております。中には、拡充ではありませんけれども、がん検診等事業で、女性特有のがん検診の無料クーポンの年齢設定は5歳刻みになっております。平成16年の厚生労働省の通知「がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針」では、検診対象と間隔について、子宮がんは20歳以上隔年であり、乳がんは40歳以上隔年とあるように、検診の効果を期待するところでありますので、女性特有のがん検診の年齢設定及び隔年であるとか、そういうことについては検討をする余地があるのではないかと思います。

また、一般会計予算の0.01%と、予算規模は微々たるものかもしれませんが、市制5周年記念広報番組制作に147万円計上してあります。合併特例債や地方交付税の特例なども10年が区切りとなっていることを考えれば、合併して5年目の広報番組を制作しても、市民にとってどれほどのものかと思えます。よほどこの予算分を検診費用に上乗せされた方が、有効な予算の使われ方ではないかと考えております。たとえ少額でも、市民にとって必要とは考えられない予算は削ってもよいのではないかと思います。

また、その反対に、たとえ額が大きくとも、きちんと予算をつけていただきたい箇所もあります。それは、議案第5号の国民健康保険特別会計予算及び議案第25号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例とも関連がありますので、2議案についても述べさせていただきます。

平成22年度から、国民健康保険税が12%ほど増税の予算になっています。どの所得階層の

人にとっても1割ほどの負担増だからよいのだということでしたが、所得の低い人にとっての1割増分が収入に占める割合は、高額所得の人と比べて高いと言えるのではないのでしょうか。施政方針で述べられているように、経済に深刻な影響が出ている中、増税によって滞納がふえることが予想されます。収納率の状況によっては、財政調整交付金が一部カットされる仕組みがあり、悪循環を助長することになりませんか。

また、国保税の徴収方式も、固定資産税割を残したままの4方式の徴収です。所得割に比重を置いた抜本的な改正であるならまだしも、今回の提案は納得できません。退職後やリストラなどで社会保険から移行してくる受け皿にもなり、国民皆保険制度を担保する国民健康保険制度でもあります。一般会計から国保会計へ繰り出す金額をさらに1億円上乗せして、国保税増税ではなく、せめて現状維持の税率を求めます。

最後に、職員の給与は一般会計から出されておりますので、議案第21号 職員定数条例の一部を改正する条例についても述べさせていただきます。

昨年の職員の期末手当等を引き下げる条例に反対しましたように、今回の条例の改定の根っこにあるものは同じであると思います。それは、働く人が粗末に扱われていることにほかならないということです。そうしたことに手をかすことはできません。今、海津市役所、各施設などで働く職員は746人と聞き及んでおりますが、約3割が非正規の嘱託職員や日々雇用職員です。自治体の職員を定数外の職員に切りかえていくことによって、正規の職員を含め、全体の身分を不安定にし、労働条件を切り下げる役割を果たしてしまうことは、目に見えています。これまでも何度も申し上げてきましたが、ワーキングプアをなくせというのが世論ではないかと考えます。公共機関である地方自治体の姿勢として、働く者の権利を積極的に擁護し、実現していくことを発信することも重要であると考えます。官製ワーキングプアをなくし、雇用は正規が当たり前と言えるまちをつくり、人間にこそ予算を使っているよとなれば、わざわざ広報番組を制作するまでもなく、よい意味での取材もあり、報道もされ、まちがPRされるのではないかと思います。

そのような予算を願って討論いたします。ありがとうございました。

○議長（星野勇生君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔挙手する者あり〕

○議長（星野勇生君） 10番 川瀬厚美君。

〔10番 川瀬厚美君 登壇〕

○10番（川瀬厚美君） 議案第1号に対する賛成討論。

議案第1号 平成22年度海津市一般会計予算について、原案に賛成する者として賛成の討論を行います。

平成22年度予算における国民健康保険事業関係は、合併時に税率を旧3町で一番低い率と

したことを踏まえ、市の附属機関であります国民健康保険運営協議会の答申をもとに予算化されたもので、予算特別委員会及び文教福祉常任委員会で慎重審議され、適正な財源補てん繰入金及び税率であります。国民健康保険事業は、毎年、会計規模が大きくなりました。今、景気低迷の中ではありますが、受益者であります市民の皆様にも御負担をいただき、税率の引き上げにより、将来にわたり一般会計及び国保会計の健全な運営のため、いずれも厳しい市の財政状況の中、市民に寄与する重要な事務事業の予算と確信するものでございます。

よって、議案第1号 平成22年度海津市一般会計予算の原案に賛成するものでございます。
以上、賛成討論といたします。

○議長（星野勇生君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（星野勇生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

それでは、議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星野勇生君） 議員総数16名、起立者15名、賛成多数です。よって、議案第1号 平成22年度海津市一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第2号 平成22年度海津市クレール平田運営特別会計予算から議案第35号 大垣地域広域市町村圏協議会の廃止に関する協議についてまで

○議長（星野勇生君） 続きまして、日程第3、議案第2号から日程第36、議案第35号までの34議案を一括議題といたします。

さきに各常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまから各委員長から審査結果の報告を求めます。

初めに、総務副委員長 浅井まゆみ君。

〔総務副委員長 浅井まゆみ君 登壇〕

○総務副委員長（浅井まゆみ君） 審査結果報告をさせていただきます。

海津市議会議長 星野勇生様、総務委員会副委員長 浅井まゆみ。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告いたします。

議案第14号 平成22年度海津市駒野奥条入会財産区会計予算、可決すべきもの。議案第15号 平成22年度海津市羽沢財産区会計予算、可決すべきもの。議案第16号 平成21年度海津

市一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第21号 海津市職員定数条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第22号 海津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第23号 海津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第25号 海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第30号 海津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第35号 大垣地域広域市町村圏協議会の廃止に関する協議について、可決すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

ただいま御報告いたしました9案件は、すべて全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことをあわせて御報告いたします。以上でございます。

○議長（星野勇生君） 続きます、文教福祉委員長 飯田洋君。

〔文教福祉委員長 飯田洋君 登壇〕

○文教福祉委員長（飯田 洋君） それでは、文教福祉委員会の審査の報告をいたします。

海津市議会議長 星野勇生様、文教福祉委員会委員長 飯田洋。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告いたします。

結果については、お手元の報告書のとおりであります。本委員会に付託されました各案件について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会には、市長、副市長、教育長を初め、関係部課長の出席を得まして、慎重に審査を行いました。

本委員会におきましては、各付託案件ごとに、審査に先立ち、執行部から説明を受けた後、質疑を行いましたので、以下、その対応について申し上げます。

議案第4号 平成22年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計予算におきましては、歳出におきまして、有料道路使用料の計上について質疑があり、執行部より、家庭に閉じこもることのないよう、体験学習を開催し、出かける際の費用として計上。また、はつらつ塾を開催しているが、今年度、これまでに780人の参加があった。うち南濃町で実施した住民福祉講座には540人の参加があったとの説明がありました。

質疑を終結し、討論を省略して採決しました結果、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号 平成22年度海津市国民健康保険特別会計予算につきましては、合併後、赤字補てんのため、基金を取り崩して運営をしてきましたが、21年度で基金も底を尽き、21

年度の決算見込み状況から22年度では約3億円の赤字が予想され、新年度予算編成前に、その内容、対応について、5回の国民健康保険運営協議会の開催、慎重審査を経て、その間に諮問事項に対しなされた答申を踏まえ、国民健康保険税条例の一部改正として、納期限ごとの納付額の軽減を図るため、納期を6回から10回に、保険税率の改正、新年度予算では、予想される約3億円の赤字を埋めるため、2億円を一般会計からの繰入金1億円を税率改正により補うとの内容による予算計上について説明がありました。

質疑、応答の主な内容につきましては、特定健診の受診率及び目標率については、平成20年度受診率は23.4%、市特定健診等実施計画における平成21年度目標率は45%、国保税の収納率の質疑につきましては、平成20年度では93.58%、保険証を毎年更新しているが、毎年必要か、その費用は、滞納者対策と聞くがとの質疑に対しましては、一斉更新による費用は337万5,000円。更新の目的は、保険証の現存状況の確認や被保険者資格の再確認のため。また、国保は被保険者の移動が多く、居住確認や、他の保険への移動を早く把握することが必要であると。保険証を返還せず医療行為を受ける等の不正行為防止のためにも実施していると。西濃管内の全市町が、更新期間は1年、滞納者と納税相談を通じ、接触できる機会を設ける目的もあるとの説明がありました。

また、今回の税率改正において、所得割、均等割、平等割の税率を上げるのに、資産割はなぜ上げないのかとの質疑に対しましては、固定資産税との重複課税という意見もありますが、国保運営協議会においても、資産割については多くの意見が出され、議論の最中であるため見送ったものと。「広く平等」に重点を置いて保険税を見直したと。考え方はいろいろありますが、今後、国保運営協議会の意見も聞き、判断していきたい。

また、歳入不足分をすべて一般会計から繰り入れることはできないのか、市民全員が国保加入者ではないと言われるが、市民全員で考えていかなければならない問題、市民に手伝ってもらう時代であるという発言に対しましては、本来は独立した会計であり、特別会計の中で進めるのが本質であると思うと。現在の税の枠組みの中で、全員が国保加入者ではないので、御理解をいただきながら進めたいと。国の制度の変わる中で対応をしていきたい。税率改正による税収となる1億円は、国保加入者が負担することになるが、伸び率はどれぐらいになるかとの質問に対しては、平均11%の引き上げになると。今後、不足分はどうするかにつきましては、毎年税率を上げていくではない。また、医療費の伸びについては、年3%以上。その中身につきましては、若年層を含め、全体であると。特に50歳代以上の受診率が多いという説明がございました。

また、今回2億円の繰り入れ、1億円の税収アップ、今後の財源確保に対する質疑が集中し、主に市長から答弁がありました。

長時間にわたりましたが、質疑を終結し、原案のとおり可決すべきものとするに異議

ないかを諮ったところ、異議ありの発言があり、異議がありますので、この採決は起立によって行いますを宣し、賛成者の起立採決の結果、起立多数によって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に……。

○議長（星野勇生君） 委員長、報告の途中でございますが、とりあえず審査結果を先にすべて報告してください。その後で、審査経過の説明を求めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○文教福祉委員長（飯田 洋君） それでは、改めて、議案番号、件名、結果について御報告申し上げます。

議案第4号 平成22年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計予算については、可決すべきもの。議案第5号 平成22年度海津市国民健康保険特別会計予算につきましては、可決すべきもの。議案第6号 平成22年度海津市老人保健特別会計予算につきましては、可決すべきもの。議案第7号 平成22年度海津市介護保険特別会計予算につきましては、可決すべきもの。議案第8号 平成22年度海津市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、可決すべきもの。議案第11号 平成22年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計予算につきましても、可決すべきもの。議案第12号 平成22年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計予算、可決すべきもの。議案第13号 平成22年度海津市介護老人保健施設事業特別会計予算、可決すべきもの。議案第16号 平成21年度海津市一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第17号 平成21年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、可決すべきもの。議案第18号 平成21年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第26号 海津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第27号 海津市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第28号 海津市体育施設条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第31号 指定管理者の指定について、可決すべきもの。議案第32号 指定管理者の指定について、可決すべきもの。議案第33号 指定管理者の指定について、可決すべきもの。以上、すべて可決すべきものでございます。

それでは、途中になりましたが、審査の経過と対応につきまして、議案第6号から御説明をさせていただきます。

議案第6号 平成22年度海津市老人保健特別会計予算におきましては、高齢者医療の確保に関する法律において、3年間で移ることになっている最後の予算となるもので、各項目すべて頭出しの予算であるとの説明に対し、質疑もなく、討論を省略して採決しました結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第7号 平成22年度海津市介護保険特別会計予算におきましては、高齢者虐待防止連絡会委員報酬について質疑がございました。金額と回数につきましては、日額4,500円で2回分の計上でございますが、これまでにこの会議の開催はゼロでございます。市の方で対応済みで、開催はなしとの説明でございました。サービス給付の内容、市内入所施設の人数等について説明を受けました。

討論を省略して、採決しました結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第8号 平成22年度海津市後期高齢者医療特別会計予算におきましては、主体は広域連合で、窓口業務を市が実施するもので、特に質疑もなく、採決しました結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第11号 平成22年度……。

[「議長、せっかく委員長の報告の途中ですけど、本来は、飯田委員長が今報告しておられるように、ある程度説明すべきが本当だと思うんですけど、そういうことで来ておらんの、もし後で質問があったら答えていただくということにして、可決すべきものまででやめてもらったらいかがでしょうか」と呼ぶ者あり]

○議長（星野勇生君） 議員の御指摘ですが、委員長の裁量で行っておりますので、受け付けるわけにはいきませんので、その辺御配慮の上、委員長、よろしく願いいたします。

続けてください。

○文教福祉委員長（飯田 洋君） 次に、議案第7号 平成22年度海津市介護保険特別会計予算におきましては、今説明をしたとおりですが、続きまして議案第8号 平成22年度海津市後期高齢者医療特別会計予算におきましては、主体は広域連合で、窓口業務を市が実施するもので、特に質疑もなく、採決しました結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第11号 平成22年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計予算におきましては、職員の打ち合わせについては時間外に行っており、時間外勤務手当を支給していると。新聞の購読について質疑がございました。岐阜新聞、中日新聞、朝日新聞をとっているということでございます。備品購入費におけるテレビにつきましては、23台ございますが、各部屋用の17台、宿直室、ロビー用の3台、デイサービスの2台を更新すると。1台は購入済みであるとの説明を受けました。

質疑を終結し、討論を省略して採決しました結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第12号 平成22年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計予算につきましては、利用者数は同じ、職員1名の増は、送迎用職員の増との説明を受けました。これにつきましても、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第13号 平成22年度海津市介護老人保健施設事業特別会計予算につきましては、特に質疑もなく、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第16号 平成21年度海津市一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会の所管に属する事項につきましては、各費目の補正の要因について説明を求めました。特に質疑もなく、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次の議案第17号 平成21年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましても、特に質疑はなく、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次の議案第18号 平成21年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましても、特に質疑はなく、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次の議案第26号 海津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましても、特に質疑なく、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次の議案第27号 海津市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例におきましては、歴史民俗資料館の附属施設として、大江幼稚園跡地を、グラウンドも含めて敷地面積4,174平米、建物634.97平米を大江収蔵庫として利用するとの説明に対し、特に質疑もなく、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第28号 海津市体育施設条例の一部を改正する条例におきましては、廃止に伴うもので、取り壊し工事費については総務費の中で対応との説明に対し、これも特に質疑なく、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第31号 指定管理者の指定におきましては、海津市知的障害者通所授産施設「はばたき」の運営管理を、旧法から現身障害者自立支援法に移行する猶予期間の23年度末に終わるのをあわせて、平成22年4月1日から平成24年3月31日までの2年間、社会福祉法人海津市社会福祉協議会を指定管理者に指定するもので、指定管理者の公募には2社が説明会に出席され、実施しましたが、最終残ったのは、海津市社会福祉協議会のみとの説明を受け、その後、特に質疑もなく、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第32号 指定管理者の指定におきましては、デイサービスセンター平田の運営管理を、平成22年4月1日から平成26年3月31日までの4年間、社会福祉法人海津市社会福祉協議会を指定管理者に指定するもので、利用者との長年の信頼関係をもとに継続的にサービスが提供できると、また経営状態も良好であるとして、精査の結果、公募はせず、同社協を指定したとの説明を受けました。特に質疑もなく、これも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第33号 指定管理者の指定におきましても、デイサービスセンター南濃（B・E）の運営管理を、同じく平成22年4月1日から平成26年3月31日までの4年間、社会福祉法人海津市社会福祉協議会を指定管理者に指定するもので、利用者との長年の信頼関係をも

とに継続的にサービスが提供できると、また経営状態も良好であるとして、精査の結果、公募はせず、同社協を指定したとの説明を受けました。これにつきましても、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長（星野勇生君） 続きまして、産業建設委員長 山田武君。

〔産業建設委員長 山田武君 登壇〕

○産業建設委員長（山田 武君） それでは、産業建設委員会報告を申し上げます。

海津市議会議長 星野勇生様、平成22年3月19日、産業建設委員長 山田武。

委員会報告。

本委員会に付託されました案件の審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第102条の規定により報告いたします。

議案番号、件名、結果の順で報告させていただきます。

議案第2号 平成22年度海津市クレール平田運営特別会計予算、可決すべきもの。議案第3号 平成22年度海津市月見の里南濃運営特別会計予算、可決すべきもの。議案第9号 平成22年度海津市下水道事業特別会計予算、可決すべきもの。議案第10号 平成22年度海津市水道事業会計予算、可決すべきもの。議案第16号 平成21年度海津市一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第19号 平成21年度海津市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、可決すべきもの。議案第20号 平成21年度海津市水道事業会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第24号 海津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第29号 海津市水防団条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第34号 海津市下水道事業特別会計への繰入について、可決すべきもの。

以上、ただいま御報告いたしました10案件は、すべて全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたことをあわせて御報告申し上げます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（星野勇生君） 各委員長の報告が終わりました。

それでは、各委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、総務委員会付託案件の質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 18番 山田勝君。

○18番（山田 勝君） 内容について質問するものではございませんが、実は、今まで報告された中ですべて日付が18日ですが、今、山田武委員長は19日と最初に言われたが、18日のこの資料でいいのかどうかということを確認させていただきます。

○議長（星野勇生君） 議長の方から申し上げます。

議会運営委員会では、当然のように日にちを切った付託案件でありますので、その日にちをお忘れなきようとして申し上げておきました。

それから、原文のとおり、18日という日にちが切ってありましたので、その日が正しゅうございますので、間違っておりましたら修正をいたしたいと思っておりますので、御理解ください。よろしゅうございますか。

18日で結構でございます。

ほかありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（星野勇生君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

続きまして、文教福祉委員会付託案件の質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（星野勇生君） 質疑なしと認めます。

続きまして、産業建設委員会付託案件の質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 11番 渡辺光明君。

○11番（渡辺光明君） 産業建設委員会の付託案件の中で、議案第9号の平成22年度海津市下水道事業特別会計予算と。この中で慎重に議論をされたいと推測するわけでございますけれども、その議論の内容の中で、今、下水道事業、起債百七、八十億ぐらい多分あるんじゃないかなと、こんなことも思っておるわけなんですけれども、そういう状況の中で、毎年同じようなスピードといいますか、予算で事業を継続してやっていくということに対して、委員の皆さんから、大丈夫なのかというような危惧するような意見は出ませんでしたでしょうか、どうでしょう。

○議長（星野勇生君） 産業建設委員長 山田武君。

○産業建設委員長（山田 武君） 次の下水道委員会ではそういう話は出ましたが、その委員会の中につきましてはそのような話はとりあえずそれほど出なくて、少し出かけたけど、それは下水道委員会の問題じゃないかということで通しました。以上です。

○議長（星野勇生君） ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 6番 服部寿君。

○6番（服部 寿君） 議案第10号の平成22年度海津市下水道事業会計予算についての審査内容をお聞きさせていただきます、3点。

いわゆる水道事業会計の、16ページでございますが、16、17節で内記地内の石綿管工事の管理工事費が組まれておりますが、過日の本会議におきまして、山田勝議員の方から、いわゆるこの工事はどういうときに一緒にやられるかということで、課長の方から、道路の工事等、また下水道工事等と一緒にやるという答弁でございましたが、符合しないといいますが、予算委員会で、その地区の県道工事、また下水道工事は行われないものと把握いたしておりますが、その整合性について審査なされましたでしょうか。

また2点目でございますが、9ページの19節修繕費の中の消火栓、防火水槽等の維持管理費、他会計から188万5,000円の支出でございますが、水道事業会計の方では357万4,000円ということになっておりますが、同じ消火栓、防火水槽維持管理費の負担金としての支出と、いわゆる事業としての修繕費としての支出の差が約180万ほどありますが、その差について審査をなされましたでしょうか。

3点目、水道会計から、いわゆる消防活動に水道使用料の請求がなされておきませんが、それは適正であるかどうかの審査はなされたでしょうか。

3点お聞きいたします。

○議長（星野勇生君） 産業建設委員長 山田武君。

○産業建設委員長（山田 武君） はい、そのような形の審査も相当ありました。今の消火栓の件等々につきましてもございましたが、専門的なことは私の方もあまりわかりませんので、水道部長さんの方からひとつお願いしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（星野勇生君） 申し上げておきますが、委員長に対する質疑でありますので、その当時の経過報告を述べてください。

○産業建設委員長（山田 武君） そのような審査もすべて行っております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（星野勇生君） 6番 服部寿君。

○6番（服部 寿君） 審査の内容をお聞きしておるのであって、どういう審査をなされた経過だけ教えていただければ結構でございますので。

○議長（星野勇生君） 産業建設委員長 山田武君。

○産業建設委員長（山田 武君） 特に内記方面の石綿管等々につきましても審査もしましたし、そして、それにつきまして、個々については執行部の方からの説明もいただいております。内容につきましては、あまり詳しく私もよく存じておりません。まことに申しわけありませんが、そういうことにつきましてのとりあえず審査はいたしました。執行部の方から、個々について回答はいただいておりますけれども、きちっとした数字的等々については、今ちょっと資料を持ち合わせてもおりませんし、そういうことにつきましてやっております。申しわけございません。

[挙手する者あり]

○議長（星野勇生君） 6番 服部寿君。

○6番（服部 寿君） 産業建設委員会の折に、私の方から、自分は当委員会に属しておりますので質問をお願いし、執行部から答弁をいただいたものとしておりますが、その内容を委員長に改めて教えていただきたく質問させていただきましたが、私の知っておる限りの内容も熟知しておるんですけれども、本会議でございますので改めてお聞きしたことです。その委員会のときに執行部の方から、言葉足らずであったとか、資料のところに説明不足があったとか、金額もしかりですが、例えば一般会計の折の私の質問でありました一般会計の繰出金の差の、いわゆる負担金の差1,000円の違い、これも部長から後日電話をいただきましたけれども、私だけがそれを知っているのか、申しわけございませんが、執行部の方から説明不足、資料等の不足ということがあれば、本会議場で執行部の方から、申しわけございませんがこういうことであって、言葉足らずであって、誤解を招くことがあったというふうの補足の説明を求めてもいいんじゃないかというふうで今質問させていただきました。

また、今申しました内記の石綿管工事は、その説明でおきますと、私も隣の集落におりますので、隣の集落の自治会の方から、県道工事にかかるんやなあという思いがあるんですよ。かかっていたから石綿管工事をやるなあということの材料になりますので、私は今度自治会の総会で、今の説明不足ということがなければ、来年度、22年度は、県道木曾三川公園線は、工事を県道かかるんや、そのときに一緒に石綿管工事をやるんですよという説明を僕はするかもわかりませんよ。この水道事業会計の折の予算委員会の折に、委員会でそういうことがあって、執行部の方から、それは私の言葉足らずな面がありましたということが説明あったように聞いておりますので、本会議場で改めてそういうことを教えていただかないと、私は、今申しましたように、委員長の答弁ではそういうことをお聞きいたしておりませんので、改めて議長に申し上げますが、何とぞ執行部の方から説明の不足がありましたら、再度申したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（星野勇生君） ただいま服部議員から要望がありました。執行部説明をさせていただくことに御理解いただけるでしょうか。よろしいか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（星野勇生君） それでは、今の石綿管のことに對して、それから水道事業の消防に対する使用料の件等について、担当の方から説明を求めたいと思います。

水道環境部長 高木武夫君。

○水道環境部長（高木武夫君） 今の服部議員の御質問についてお答えいたします。

まず初めに、大変申しわけございませんでしたが、前回御説明させていただきました

1,000円の違いにつきましては、私の方の入力ミスということで、申しわけございませんでした。

それから、消防の方の負担金でございますが、この違いにつきましては、支出の方で消火栓の移転等の「等」の字が抜けておりまして、ほかの修繕工事も入っております。

それからもう1点、有事の際の使用料の件でございますが、これにつきましては、他市町村等、調査いたしました結果、無料というような取り扱いをしておりますので、当市も同一の扱いということで行っております。

それから、内記の石綿管でございますが、下水道工事とは関連ございません。

〔「県道工事は」と呼ぶ者あり〕

○水道環境部長（高木武夫君） 県道、下水道はやりません。以上です。

○議長（星野勇生君） 簡単によろしく。6番 服部寿君。

○6番（服部 寿君） ありがとうございます。

最後の内記の石綿管工事ですが、今部長が答弁なされたように、いわゆる県道工事並びに下水道工事等、併用して工事をやるということではないという意味で、それがなくても、この石綿管工事はやるということの判断でよろしいということですね。後でお答えください。

それから、今の消火活動等におきまして、いわゆる水道料金は徴収しないということでございますが、他市町のことは別といたしまして、水道事業の給水条例の第36条に、料金等の軽減または免除等で、市長がということで載っております。それにのっとっていただいております。ということでは理解するものであって、他市町が取っていないからうちは取らないということでは絶対ないわけではございまして、条例にのっとってやっただくのが当たり前だと思って質問させていただきますが、ということは、この水道料金も踏まえて、いわゆる施設等のことも踏まえて、市長が軽減、免除する条例は幾つかほかにもあると思いますが、私が憶測するには、例えば文化センターと、この前もございましたように、使用するときにはNHKと商工観光課と一緒にやったということで、公益性があるということで免除、免責であったと思いますが、そういうときは当然、市長の決裁といえますか、了解が一定あると思っておりますが、平成22年度の水道会計でございますので、これから新たに市長から、公益上の理由があるから免除するということがあると思いますが、過去21年度以前の市長からの免除の書類があれば、後日私も見させていただきますので、よろしく願います。

○議長（星野勇生君） そのほか質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（星野勇生君） 質疑ないようでありますので、質疑を終わります。

これから採決を行います。

お諮りします。議案第2号から議案第4号までの3議案につきまして、討論を省略して一

括採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第4号までの3議案につきましては、討論を省略して一括採決します。

お諮りします。議案第2号から議案第4号までの3議案につきまして、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 平成22年度海津市クレール平田運営特別会計予算、議案第3号 平成22年度海津市月見の里南濃運営特別会計予算、議案第4号 平成22年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計予算、以上の3議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第5号 平成22年度海津市国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（星野勇生君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第5号は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星野勇生君） 議員総数16名、起立15名、賛成多数です。よって、議案第5号 平成22年度海津市国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きましてお諮りします。議案第6号から議案第20号までの15議案につきまして、討論を省略して一括採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号から議案第20号までの15議案につきましては、討論を省略して一括採決します。

お諮りします。議案第6号から議案第20号までの15議案につきまして、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 平成22年度海津市老人保健特別会計予算、議案第7号 平成22年度海津市介護保険特別会計予算、議案第8号 平成22年度海津市後期高齢者医療特別会計予算、議案第9号 平成22年度海津市下水道事業特別

会計予算、議案第10号 平成22年度海津市水道事業会計予算、議案第11号 平成22年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計予算、議案第12号 平成22年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計予算、議案第13号 平成22年度海津市介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第14号 平成22年度海津市駒野奥条入会財産区会計予算、議案第15号 平成22年度海津市羽沢財産区会計予算、議案第16号 平成21年度海津市一般会計補正予算（第6号）、議案第17号 平成21年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第18号 平成21年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第19号 平成21年度海津市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第20号 平成21年度海津市水道事業会計補正予算（第1号）、以上の15議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第21号 海津市職員定数条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（星野勇生君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第21号は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星野勇生君） 議員総数16名、起立者15名、賛成多数です。よって、議案第21号 海津市職員定数条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

続きましてお諮りします。議案第22号から議案第24号までの3議案につきまして、討論を省略して一括採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号から議案第24号までの3議案につきましては、討論を省略して一括採決します。

お諮りします。議案第22号から議案第24号までの3議案につきまして、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号 海津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第23号 海津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、議案第24号 海津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、以上の3議案は、委員長報告のと

おり可決することに決定しました。

続きまして、議案第25号 海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（星野勇生君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第25号は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星野勇生君） 議員総数16名、起立者14名、賛成多数です。よって、議案第25号 海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

続きましてお諮りします。議案第26号から議案第35号までの10議案につきまして、討論を省略して一括採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星野勇生君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号から議案第35号までの10議案につきましては、討論を省略して一括採決します。

お諮りします。議案第26号から議案第35号までの10議案につきまして、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星野勇生君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号 海津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、議案第27号 海津市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について、議案第28号 海津市体育施設条例の一部を改正する条例について、議案第29号 海津市水防団条例の一部を改正する条例について、議案第30号 海津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第31号 指定管理者の指定について、議案第32号 指定管理者の指定について、議案第33号 指定管理者の指定について、議案第34号 海津市下水道事業特別会計への繰入について、議案第35号 大垣地域広域市町村圏協議会の廃止に関する協議について、以上の10議案は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

◎発議第1号 統合庁舎整備特別委員会の設置について

○議長（星野勇生君） 続きまして、日程第37、発議第1号 統合庁舎整備特別委員会の設置

についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

提出者、5番 山田武君。

〔5番 山田武君 登壇〕

○5番（山田 武君） 発議第1号、平成22年3月19日、海津市議会議長 星野勇生様。提出者、海津市議会議員 山田武。賛成者、海津市議会議員 飯田洋、同じく賛成者、海津市議会議員 山田勝。

統合庁舎整備特別委員会の設置について。

統合庁舎整備特別委員会の設置について別紙のとおり提出いたします。

統合庁舎整備特別委員会の設置について。

統合庁舎整備に関し、海津市統合庁舎検討懇談会の「海津市における庁舎のあり方に関する報告書」及び本議会庁舎検討特別委員会の「委員会審査報告書」を踏まえ、統合庁舎に求められる機能、市民の利便性など総合的に調査、研究を行うことを目的とし、議員18名の委員で構成する統合庁舎整備特別委員会を設置するものである。

なお、本委員会は、議会の閉会中も調査、研究等審議を行うことができるものとする。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（星野勇生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 異議なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。発議第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号 統合庁舎整備特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。

◎発議第2号 民間保育所運営費の一般財源化に関する意見書について

○議長（星野勇生君） 続きまして、日程第38、発議第2号 民間保育所運営費の一般財源化に関する意見書についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

提出者、11番 渡辺光明君。

〔11番 渡辺光明君 登壇〕

○11番（渡辺光明君） 発議第2号、平成22年3月19日、海津市議会議長 星野勇生様。提出者、海津市議会議員 渡辺光明。賛成者、海津市議会議員 飯田洋、賛成者、海津市議会議員 服部寿。

民間保育所運営費の一般財源化に関する意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

民間保育所運営費の一般財源化に関する意見書。

新政権になり、子育て政策・少子化対策に希望を持ったものの、緊急経済対策で出された「幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革」には、直接契約・直接補助方式の導入や最低基準の廃止・引き下げなど、この間、社会保障審議会少子化対策特別部会で行われている保育制度改革論議と変わらないものになっています。これらは、保育の公的責任を後退させる市場原理に基づく改革であり、介護保険の問題点や障害者自立支援法が廃止決定に至ったことを見れば、その破綻は明らかです。このような方向で改革が進められていくことに不安を覚えます。

その上、「子ども手当の財源」をめぐり、「民間保育所運営費の一般財源化」が浮上してきました。地方財政が逼迫している中、私立保育所運営費を一般財源化することは、子供の育ちを支える保育を後退することになります。待機児童対策、少子化対策を進めるためには国が財源を確保し、認可保育所の整備・運営を保障することが必要不可欠です。

国の責任として、すべての子供の育ちを保障することが求められます。

民間保育所運営費の一般財源化は、保育の地域格差を拡大し、財政力の弱い自治体の保育供給量の縮小とともに、保育の質の低下、保護者負担の増大をもたらします。新政権の政策合意である「保育所の増設を図り、質の高い保育の確保、待機児童の解消に努める」にも反することです。

よって、次の事項を実現されるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

1. 民間保育所運営費の一般財源化は行わないこと。

平成22年3月19日、岐阜県海津市議会。

衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 江田五月殿、内閣総理大臣 鳩山由紀夫殿、財務大臣 菅直人殿、総務大臣 原口一博殿、厚生労働大臣 長妻昭殿。

以上です。

○議長（星野勇生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（星野勇生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 異議なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。発議第2号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号 民間保育所運営費の一般財源化に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

◎発議第3号 障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する意見書について

○議長（星野勇生君） 続きまして、日程第39、発議第3号 障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する意見書についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

提出者、18番 山田勝君。

〔18番 山田勝君 登壇〕

○18番（山田 勝君） 発議第3号、平成22年3月19日、海津市議会議長 星野勇生様。提出者、海津市議会議員 山田勝。賛成者、海津市議会議員 堀田みつ子、同じく賛成者、海津市議会議員 川瀬厚美。

障害者自立支援法の、申しわけございませんが、かぎ括弧が非常に多いので、ある程度省かせていただく場合がありますので、お目通しのとおりでございますので、手元を見ていただけたらと思います。「応益負担」「日額払い方式」に関する意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

裏面をごらんください。

障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する意見書。

現政権は障害者自立支援法の廃止方針を決め、障がいを持つ当事者が半数を占める「障がい者制度改革推進会議」を設置しました。

しかし、新法制定は4年後とされています。そして、多くの関係者が主張する利用料の「応益負担」と報酬（運営費）の「日額払い方式」については、改善される方向性すら見えていません。

障がいがあるがゆえに生きていくために必要な社会の支援を受けることを「応益」と言い負担を課し、働くために通う作業所で利用料を払い、少なくなった工賃で好きなものを買う

当たり前の楽しみすら奪われています。

自立支援法施行以降、日額払い方式で報酬（運営費）が支払われる仕組みによって、施設経営は非常に不安定になり、やむなく働く者の賃金を引き下げることによって、多くの職員が職場を去り、障がい施設の人材不足は深刻です。人材確保のためにも、日額払い方式という経営を不安定にさせる仕組みを撤廃することが早急に必要です。

政府は、来年度予算案に、障害福祉サービス・補装具の負担軽減として107億円を盛り込み、住民税非課税世帯は無料としました。しかし、自立支援医療は対象外とされ、当初の想定必要経費300億円の3分の1程度にとどまり、応益負担の仕組みも残されたままです。新法制定までの間、撤廃を決めた「障害者自立支援法」は、必要に応じ、問題点を改善し、障がい者の方々の生きる権利を保障するよう早急に手だてを打つ必要があります。

よって、次の事項を実現されるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

新法制定までの措置として、自立支援法の「応益負担」を「応能負担」に、「日額払い方式」を「月額払い方式」に早急に変更すること。

平成22年3月19日、岐阜県海津市議会。

衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 江田五月殿、内閣総理大臣 鳩山由紀夫殿、財務大臣 菅直人殿、総務大臣 原口一博殿、厚生労働大臣 長妻昭殿。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（星野勇生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（星野勇生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 異議なしと認めます。

これから発議第3号を採決します。

お諮りします。発議第3号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号 障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

◎発議第4号 木曾川水系連絡導水路事業の推進を求める意見書について

○議長（星野勇生君） 続きまして、日程第40、発議第4号 木曾川水系連絡導水路事業の推進を求める意見書についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

提出者、6番 服部寿君。

〔6番 服部寿君 登壇〕

○6番（服部 寿君） 発議第4号、平成22年3月19日、海津市議会議長 星野勇生様。提出者、海津市議会議員 服部寿。賛成者、海津市議会議員 松岡光義、同じく海津市議会議員 西脇幸雄。

木曾川水系連絡導水路事業の推進を求める意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

裏面をごらんください。

木曾川水系連絡導水路事業の推進を求める意見書。

木曾川水系連絡導水路は、揖斐川から長良川を経由し木曾川までを結ぶ全長約43キロにわたる水路であり、徳山ダムに確保された新規利水容量により、愛知県及び名古屋市の都市用水を導入することを目的に建設が進められている。

さらに、木曾川水系の異常渇水時には、徳山ダムに確保された渇水対策容量を長良川、木曾川に緊急水として導水することで河川環境の改善を図るとともに、木曾川下流域だけでなく、木曾川上流ダム群の枯渇を防ぐことにより、過去幾度となく渇水に苦しめられてきた加茂・東濃地域の水を確保するための渇水対策としても大きな効果が期待され、ぜひとも必要な施設である。

こうした中、平成22年度政府予算案において、連絡導水路事業は新たな段階に入らない「検証対象」に区分され、建設に要する費用が盛り込まれることなく、ダム事業見直しの一環として凍結が継続されており、今後、国は有識者会議が今夏に示す予定の評価基準に沿って建設の是非を再検証することとされている。

連絡導水路事業のもととなる水は、長年住みなれた故郷からの移転を余儀なくされた旧徳山村民を初めとする関係者の深い理解と協力があって徳山ダムに確保された貴重な水である。こうして確保された水は、異常渇水などから地域住民の生活や生命を守る上で必要なものである。近年の地球温暖化による異常気象の影響から、大規模渇水の発生が懸念されており、これに対する備えが必ずしも十分であるとは言えないのが現状である。

このため、連絡導水路事業の推進は、我々の生命と生活を守るとともに、それぞれの地域にとって必要不可欠なものであり、こうした地域の実情を十分配慮し当事業を着実に推進すべきである。

よって、国におかれては、これまでの経緯や地域の実情、地方の意見を十分に踏まえ、連絡導水路事業を着実に推進されるよう地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日、岐阜県海津市議会。

衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 江田五月殿、内閣総理大臣 鳩山由紀夫殿、副総理・財務大臣 菅直人殿、国土交通大臣 前原誠司殿、内閣官房長官 平野博文殿。

以上でございます。

議員各位におかれましては、十分に審議いただきまして、御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星野勇生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 7番 堀田みつ子君。

○7番（堀田みつ子君） それではお尋ねします。

まず、この利水というのが本当にあるのか。名古屋市では要らんとって言ったと思いますけれども、その後どうなっているのか、それに対しての検証はどうされたのでしょうか。

それと、異常渇水や地球温暖化による異常気象の大もとというものをどのように考えられているのか、お尋ねします。

さらには、たしか国際生物多様性年ということがあるんですけれども、生態系への影響ということに対してどのように検証されたのか、お尋ねします。

○議長（星野勇生君） 6番 服部寿君。

○6番（服部 寿君） たくさんありましたので、もし答弁漏れがありましたら再度お願いいたします。

利水でございますけれども、建設当時、利水、治水とともに協議なされ、いわゆる建設が進められたこととっております。

また、名古屋市の河村市長が昨年5月に反対ということになされましたが、建設時は、愛知、岐阜、三重県及び名古屋市の協議の末、建設を推進されたということでございますので、そのときの経過のもとに推進されるものと思っております。

また、異常渇水のもととなるということでございますが、私は素人でございますので、近年、いわゆるマスコミ等の報道によりますと、そういうことが懸念されておるといふこと、なるといけないということで導水路の建設を推進するものであります。

また、生態系でございますけれども、この導水路建設に当たりまして、いわゆる学識といいますか、博士といいますか、その方で協議をなされ、問題ないという報告を受けておるといふ判断でおりますので、その上で意見書を提出いたしております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（星野勇生君） 7番 堀田みつ子君。

○7番（堀田みつ子君） 水の需要のことについてですけれども、当時というか、いろいろと実際にダムがつくられる経過の中で、本当に検証されてこなかったから、名古屋市の市長が、

いろいろあの方にも問題はありますけれども、この問題については、要らんのじゃないかということをおっしゃったけれども、それに対して今はどう言われているのか、その後のどうなっているのかということをお尋ねしたんであって、前のことではないので、ちょっとその点をよろしくお願ひしたいと思いますが。

それと、生態系に本当に影響がないとは、特に徳山ダムの上流の冷たい水を運んでくるといふ、そういうことについての検証が本当になされているのか、ちょっと疑問でありますので、それについてはこれ以上は言いませんが、まず水の需要のことについてよろしくお願ひします。

○議長（星野勇生君） 6番 服部寿君。

○6番（服部 寿君） 水の利用でございますけれども、私も申しました都市用水でございますが、いわゆるここで申しておりますのは、自然環境に寄与するというところでございまして、工業用水というのは申しておりません。今問題になっております木曾川から、犬山で取っております、いわゆる堀川の水もそうでございますが、22日で期限が切れるということで、検証、実験がされておりますが、成果は歴然と出ておると報道で知っております。そういった観念から、いわゆる自然環境に寄与するというところで、徳山村民からいただいた水をこの地域で利用させていただくという失礼でございますけれども、その観念から必要であるということだと思っております。

河村市長の今の言動でございますけれども、堀川の水がきれいになるから要るといって、じゃあ徳山ダムの水は要らんとかということ、ちょっと僕は整合性がないかと思いますが、それは別といたしまして、自然環境に対する連絡導水路の水は不可欠であると確証いたしております。

生態系に関しては、今申しました、私は素人でございますので、学識の方が問題ないと言ってみえるということで上げておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（星野勇生君） ほかありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（星野勇生君） これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して採決することに……。

〔「異議。討論お願ひします」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） それでは討論を行います。

討論される方は壇上でお願ひします。

まず、原案に反対者の討論を許可します。

〔挙手する者あり〕

○議長（星野勇生君） 7番 堀田みつ子君。

〔7番 堀田みつ子君 登壇〕

○7番（堀田みつ子君） それでは、議長の許可を得ましたので、発議第4号 木曾川水系連絡導水路事業の推進を求める意見書について、反対の立場で討論を行いたいと思います。

まず初めに、利水は本当にあるのか、水の需要はあるのか、疑問であります。また、渇水対策は本当にこの連絡導水路しかないのかも疑問であります。

意見書の中に、異常渇水や地球温暖化による異常気象と述べられておりますが、こうした渇水や異常気象の大もとを考えなくてはいけないと思います。豊かな山や森は、日照りでも保水力があるということが知られていますが、こうした豊かな山や森を放置し、さらに自然を壊してつくられたダムなどによっても山は荒れます。荒れた山、森にして、保水力をなくしてしまったことを考えると、渇水対策や異常気象についてということを書かれるのは、本末転倒であると考えます。

導水路をつくるということは、さらに無駄な予算を使い、自然も壊すということです。今、無駄な公共事業で自然を壊し、それをまた、使わなくてもよかった予算を使ってビオトープというつくられた自然環境をつくるという矛盾があることも御承知のことと思います。最初から矛盾することなく、導水路をつくる労力やお金をほかに充てることこそ有効な予算の使われ方だと考えますので、この意見書の提出に反対をいたします。ありがとうございました。

○議長（星野勇生君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（星野勇生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それでは採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第4号 木曾川水系連絡導水路事業の推進を求める意見書について、原案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星野勇生君） 総数16名、起立者14名、賛成多数です。よって、発議第4号 木曾川水系連絡導水路事業の推進を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

以上4議案につきましては、示してありますところに海津市議会として発送をいたします。

◎派遣第1号 議員派遣について

○議長（星野勇生君） 続きまして、日程第41、派遣第1号 議員派遣についてを議題といたします。

本案を議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（後藤昌司君） 目的でございます。平成22年度薩摩義士頌徳慰霊祭、姉妹都市交流のため。

場所、鹿児島県鹿児島市及び霧島市でございます。期間、平成22年5月23日から25日。派遣する議員でございます。服部寿議員、赤尾俊春議員、川瀬厚美議員、渡辺光明議員、森昇議員。以上でございます。

○議長（星野勇生君） ただいま議会事務局長が朗読いたしました派遣第1号の議員派遣についてお諮りします。本案について、議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 異議なしと認めます。よって、派遣第1号 議員派遣については、原案のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（星野勇生君） 以上をもちまして、今定例会に提出されました案件はすべて議了いたしました。これをもちまして、平成22年海津市議会第1回定例会を閉会といたします。御苦労さまでございました。

（午前10時36分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成22年3月19日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員